

諸手当算出の基礎及び支給方法早見表

種 別	根 拠 条 例 等	算 出 の 基 礎								支 給 方 法				特 定 管 理 職 員 (管理職手当 受給職員)	等 短 年 定 時 間 前 再 任 用 勤 務 職 員	備 考
		給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	管 理 職 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	教 職 調 整 額	管 理 監 督 職 勤 務 年 齢 上 限 調 整 額	別 に 定 め る	給 料 に 準 ず る	次 の 支 給 に 支 給 目 的	別 に 定 め る				
管 理 職 手 当	給与条例第9条 規則7—18	×	×	/	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○		
初任給調整手当	給与条例第9条の2 規則7—41	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×		
扶 養 手 当	給与条例第10条、第11条 規則7—0第6条 規則7—99	×	×	×	/	×	×	×	○	○	×	○	○	×		
地 域 手 当	給与条例第11条の2 ～第11条の5 規則7—53	○	○	○	○	/	○	○	×	○	×	×	○	△	定年前再任用 短時間勤務職員 等の場合、異動 保障等を除く。	
住 居 手 当	給与条例第11条の6 規則7—0第7条 規則7—61	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×		
通 勤 手 当	給与条例第11条の7 規則7—38	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○		
単身赴任手当	給与条例第11条の8 規則7—0第7条 規則7—106	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○		
特地勤務手当等	給与条例第12条の2 給与条例第12条の3 規則7—62	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×		
へき地手当等	給与条例第21条の4 給与条例第21条の5 規則7—39	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×		
時間外勤務手当 (注)	給与条例第14条、第17条 規則7—0第8条 平成22年通知第367号	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	これらの算出 の基礎における 地域手当は、給料及び 管理職手当の 月額合計額 に対するもの とする。	
休日勤務手当 (注)	給与条例第15条、第17条 規則7—0第8条 規則7—70	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○		
夜間勤務手当 (注)	給与条例第16条、第17条 規則7—0第8条	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○		
宿日直手当	給与条例第18条 規則7—17	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○		
管理職員特別 勤務手当	給与条例第18条の2 規則7—109	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○		
期 末 手 当	給与条例第19条 規則7—14	○	○	(加算額)	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○		
勤 勉 手 当	給与条例第20条 規則7—15	○	○	(加算額)	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○		
寒 冷 地 手 当	給与条例第21条 規則7—1	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×		
義務教育等 教員特別手当	給与条例第21条の2 規則7—78	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○		
産業教育手当	給与条例第21条の3 規則7—36	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	△	○	特定管理職員の うち、校長 を除く。	
定 時 制 通 信 教 育 手 当	給与条例第21条の6 規則7—40	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	○	○		
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	給与条例第21条の7 規則7—44	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	○		
特 殊 勤 務 手 当	給与条例第12条 規則7—2	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○		
給 料 の 調 整 額	給与条例第8条 規則7—16	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○		
教 職 調 整 額	給与条例給料表備考 規則7—65	○	/	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○		

(注) 時間外勤務手当等の算出の基礎には、表のほか、初任給調整手当、給料の月額に対する特地勤務手当等・へき地勤務手当等、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当が含まれる。